

埼玉県社会福祉大会における 社会福祉事業功労者等表彰要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、埼玉県社会福祉大会において、社会福祉事業功労者等に対し、知事が表彰することに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(表彰等の方法)

第2条 表彰は、知事が表彰状を授与して行う。

2 第4条第2項に該当するものには感謝状を贈呈する。

3 表彰状及び感謝状の様式は、別に定めるところによる。

(表彰等の対象)

第3条 表彰の対象は、次のとおりとする。ただし、さいたま市長表彰の対象となるもの及びさいたま市の所管する社会福祉施設又は社会福祉団体は除くものとする。

(1) 民生委員・児童委員

(2) 社会福祉施設職員、社会福祉団体関係者又は社会福祉事業従事者

(3) 社会福祉施設又は社会福祉団体

(4) 介護老人保健施設職員

(5) ボランティア（団体を含む。）

(6) 共同募金活動奉仕者（団体を含む。）

(7) 社会福祉事業特別協助者（団体を含む。）

(8) 自立生活障害者

(9) 保護司

(10) 里 親

2 感謝状の対象は、次のとおりとする。ただし、さいたま市長感謝状の対象者となるものは除くものとする。

(1) 社会福祉事業協助者（団体を含む。）

(表彰の範囲)

第4条 前条第1項の表彰を受けるものの範囲は、次の各号に定めるものとし、すでに同種の知事表彰を受けたものは除くものとする。ただし、前条第1項第7号に規定する表彰についてはこの限りではない。

(1) 民生委員・児童委員

現に民生委員・児童委員の職にあり、その在職期間〔埼玉県共済会福利委員、方面委員令（昭和11年勅令第398号）による委員としての在職期間を含む。〕が原則として14年以上であって、その活躍が目ざましく地域の福祉に貢献すること大であり、他の模範であると認められる者で、民生委員・児童委員として埼玉県社会福祉大会会長表彰を受賞した者。ただし、前年度に埼玉県社会福祉大会会長表彰を受賞した者を除く。

(2) 社会福祉施設職員、社会福祉団体関係者又は社会福祉事業従事者

現に社会福祉施設職員、社会福祉団体関係者又は社会福祉事業従事者としてその業務に原則として18年以上従事し、その功績が特に顕著であり他の模範であると認められる者で、社会福祉施設職員、社会福祉団体関係者又は社会福祉事業従事者として埼玉県社会福祉大会会長表彰を受賞した者。ただし、前年度に埼玉県社会福祉大会会長表彰を受賞した者を除く。

(3) 社会福祉施設又は社会福祉団体

社会福祉施設又は社会福祉団体で、その機能が十分発揮されており、社会福祉のため格段の努力をし、その功績が特に顕著であり、他の模範であると認められるもの。

(4) 介護老人保健施設職員

現に介護老人保健施設職員としてその業務に原則として18年以上従事し、その功績が特に顕著であり他の模範であると認められる者で、介護老人保健施設職員として埼玉県社会福祉大会会長表彰を受賞した者。ただし、前年度に埼玉県社会福祉大会会長表彰を受賞した者を除く。

(5) ボランティア（団体を含む。）

現に社会福祉事業のボランティアとして15年以上、又はボランティア団体として10年以上にわたり率先して活動を行い、その功績が特に顕著であり、他の模範であると認められるもので、ボランティア又はボランティア団体として埼玉県社会福祉大会会長表彰を受賞したもの。ただし、前年度に埼玉県社会福祉大会会長表彰を受賞した者を除く。

(6) 共同募金活動奉仕者（団体を含む。）

共同募金活動の推進のための奉仕者として15年以上、又は奉仕団体として10年以上にわたり率先して活動を行い、その功績が特に顕著であり、他の模範と認められるもので、共同募金活動奉仕者として埼玉県共同募金会会長表彰を受賞したもの。ただし、前年度に埼玉県共同募金会会長表彰を受賞したものを除く。

(7) 社会福祉事業特別協助者（団体を含む。）

社会福祉事業に理解と熱意を有する個人又は団体で、社会福祉に対して多大な金品等の寄付を行い、その功績が特に顕著であり、他の模範であると認められるもの。

(8) 自立生活障害者

障害を克服してあらゆる困難に打ち勝ち、自立生活を営む障害者であり、他の模範であると認められる者。

(9) 保護司

現に保護司の職にあり、その在職期間が原則として12年以上の者であって、その活躍が目ざましく、地域の福祉向上に積極的に協力し、他の模範であると認められる者で、保護司として埼玉県社会福祉大会会長表彰を受賞した者。ただし、前年度に埼玉県社会福祉大会会長表彰を受賞した者を除く。

(10) 里親

児童福祉に理解と熱意を有し、里親として献身的な努力をした里親であり、他の模範であると認められる者で、里親として埼玉県里親会理事長表彰を受賞した者。

2 前条第2項の感謝状を受けるものの範囲は、次の号で定めるものとする。

(1) 社会福祉事業協助者（団体を含む。）

社会福祉事業に理解と熱意を有する個人又は団体で、社会福祉に対して金品等の寄付あるいは協力を行い、その功績が顕著であるもの。ただし、前項第7号の知事表彰の対象となるものを除く。

(受賞候補者の推薦)

第5条 市町村長は、前条第1項第1号から第3号、第5号から第8号までの規定に該当するもの及び前条第2項第1号の規定に該当するものがあるときは、別紙様式によるそれぞれの推薦調書を作成し、知事に提出するものとする。

2 介護老人保健施設職員にかかる候補者については、公益社団法人埼玉県介護老人保健施設協会会長において推薦するものとする。

3 保護司にかかる候補者については、埼玉県保護司会連合会会長において推薦するものとする。

4 里親に係る候補者については、一般社団法人埼玉県里親会理事長において推薦するものとする。

5 社会福祉団体関係者に係る候補者及び社会福祉団体に係る候補団体については、社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会長及び社会福祉法人埼玉県共同募金会長においても推薦できるものとする。

また、社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会長は、ボランティア（団体を含む。）に係る候補者について、社会福祉法人埼玉県共同募金会長は、共同募金活動奉仕者（団体を含む。）、社会福祉事業特別協助者（団体を含む。）及び社会福祉事業協助者（団体を含む。）に係る候補者についても推薦できるものとする。

6 県福祉部関係各課長（福祉政策課長、社会福祉課長、高齢者福祉課長、地域包括ケア課長、障害者福祉推進課長、障害者支援課長、こども政策課長、こども支援課長、こども安全課長）及び県福祉事務所長及び県総合リハビリテーションセンター長は、前条第1項第2号から第3号、第5号から第7号までの候補者及び前条第2項第1号の候補者を推薦できるものとする。

7 推薦調書の提出期限については、毎年別に定めるものとする。

（表彰等受賞者選考会議）

第6条 この表彰及び感謝状を受ける者の選考について、特に必要があると認めるときは、別に定める埼玉県社会福祉大会知事表彰等受賞者選考会議により行う。

附則

この要綱は、昭和57年8月25日から施行する。

附則

この要綱は、昭和59年8月1日から施行する。

附則

この要綱は、昭和61年8月4日から施行する。

附則

この要綱は、平成元年7月17日から施行する。

附則

この要綱は、平成2年7月12日から施行する。

附則

この要綱は、平成6年6月15日から施行する。

附則

この要綱は、平成7年4月21日から施行する。

附則

この要綱は、平成9年4月15日から施行する。

附則

この要綱は、平成10年5月8日から施行する。

附則

この要綱は、平成11年4月27日から施行する。

附則

この要綱は、平成14年6月3日から施行する。

附則

この要綱は、平成15年5月12日から施行する。

附則

この要綱は、平成17年7月28日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年6月22日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年6月18日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年12月5日から施行する。

附則

この要綱は、平成21年6月30日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年6月28日から施行する。

附則

この要綱は、平成22年8月20日から施行する。

附則

この要綱は、平成26年6月19日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年5月25日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月24日から施行する。